

労働者派遣事業に基づくマージン率の公開

久米電気株式会社
(許可番号：派 28-301160)

労働者派遣法第 23 条第 5 項の規定に基づき、マージン率等について公開します。

(対象期間：2025（令和 7）年 4 月 1 日～2026（令和 8）年 3 月 31 日）

1. 2026 年 6 月 1 日付 派遣労働者数 : 11 人
2. 2025 年度 派遣先事業所数（実数） : 4 件
3. 2025 年度 労働者派遣に関する料金の平均額（8 時間 全業務平均） : 34,418 円
4. 2025 年度 派遣労働者の賃金の額の平均額（8 時間 全業務平均） : 16,890 円
5. 2025 年度 マージン率 : 50.9%

(計算式)

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}} \times 100$$

【マージンに含まれる費用】

派遣労働者の社会保険料や有給休暇費用、福利厚生費、教育訓練費等

6. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

【訓練内容】

訓練種別	対象となる派遣労働者	訓練方法	訓練費用負担額	賃金支給
新規採用者教育	雇入時	OFF-JT	無償	有給
技術者支援講座	派遣中	OFF-JT	無償	有給
V E 教育	派遣中	OFF-JT	無償	有給
管理者教育	派遣中	OFF-JT	無償	有給

(その他教育) 労働安全衛生法第 59 条の規定に基づく安全衛生教育

情報セキュリティ教育

【キャリアコンサルティング相談窓口及び連絡先】

相談窓口：久米電気株式会社 管理部 (電話番号：072-779-2179)

7. その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項（福利厚生など）

特別休暇（結婚・忌引休暇（有給））あり。休職制度あり。

(※勤続年数等の要件を満たす方が対象となります)

8. 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

- ・労使協定を締結しているか否かの別 : 労使協定を締結している
- ・協定書の有効期間終期 : 2027（令和 9）年 3 月 31 日
- ・協定の対象となる派遣労働者の範囲 : 電気・電子開発技術者等
電気・電子製造技術者等
電気機械組立工
電気通信機械器具組立工
電気機械器具検査工

以上